

令和6年能登半島地震の災害復旧工事を行う皆さまへ 解体・改修工事を行う時に使用する機械について



解体用機械とは・・・

解体用つかみ機、鉄骨切断機、コンクリート圧碎機は、労働安全衛生法令上の車両系建設機械の解体用機械として平成25年7月1日から規制の対象となっています。高岡労働基準監督署管内において平成25年7月1日以降の解体用機械を起因物とする災害件数は7件ですが、その多くが2か月以上の休業になっており、事故の型としては解体用機械に激突される災害が最も多くなっています。



特に注意してほしい5つの事項

フロントガードやシートベルト

物体の飛来や落下の恐れがあるので、**フロントガード**、**ヘッドガード**又は**安全ガラス**を備えること！
作業中は**シートベルト**を使用してください！

調査と作業計画

転落、転倒による危険を防止するために、解体を行おうとする地形等（**地盤の強度**や**傾斜**等）を調査して記録してください！
また、調査に基づき**作業計画**を作成し、周知してください！

資格の携帯

機体重量が3t以上の解体用機械を運転するときは、**技能講習**を修了し、かつ**修了証**を携帯してください！
(3t未満の場合は特別教育を修了する必要があります。)



写真：株式会社小松製作所製、同社提供

用途外使用の禁止

解体用機械に**ワイヤーロープ**をかけて荷のつり上げ作業を行うこと等は主たる用途以外の使用に該当するので禁止されています！

立入禁止、悪天候の作業中止

解体した物体の飛来等により危険が生ずるおそれがある箇所には運転者以外を立ち入らせない！
強風、**大雨**、**大雪**等の**悪天候**による危険が予想されるときは作業を**中止**！

住民の方々や作業員が安心して生活、作業できるよう、適切に処理しましょう！
ご安全に！



厚生労働省

富山労働局

高岡労働基準監督署



令和6年能登半島地震の災害復旧工事を行う皆さまへ



災害復旧工事を行う場合の5つの注意点について

令和6年能登半島地震による災害の復旧工事が、高岡労働基準監督署管内において多く発注されています。高岡労働基準監督署は、地震発生後から継続的に災害復旧工事パトロールを実施しています。

災害復旧工事パトロール実施時に、当署職員が注意した点をまとめましたので、以下の点に注意して作業しましょう！



保護帽（ヘルメット）

高所ではない箇所でも・・・
保護帽の着用を行い飛来物対策を
しましょう！



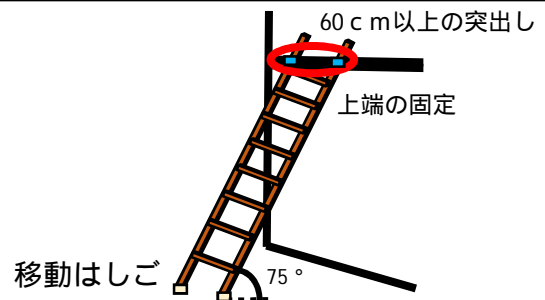
耐切創保護手袋

がれき等を扱う場合は・・・
耐切創保護手袋を使いましょう！



使い捨て式及び取替式防じんマスク

粉じん作業を行う場合は・・・
呼吸用保護具を装着しましょう！



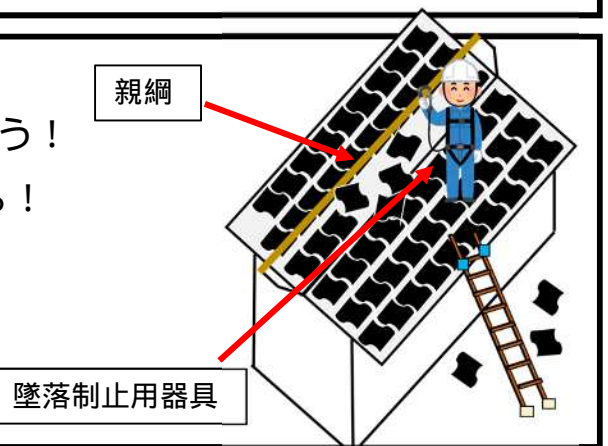
移動はしごを使用する場合は・・・
上端もしっかり固定しましょう！

瓦の葺き替えを行う場合は・・・
親綱と墜落制止用器具を使用しましょう！

屋根上への親綱取付方法は下のQRから！



足場の設置が困難な屋根上作業での
墜落防止対策のポイント



厚生労働省

富山労働局 高岡労働基準監督署



(R6 . 7)